

<アスベストQ&A集>

G その他問合せに関すること【相談関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ	電話045-210-4111
G-4	自宅・建物にアスベストが使われているのではないかと心配です。 (令和3年4月1日更新)	

【答】

アスベストは、スレート材、防音材、断熱材、保温材、吸湿材などに使用されているため、一概に家屋のどの部分にアスベストが使用されているか、断定することはできません。

建材として問題となるのは、主にアスベストの吹付け材で、劣化することにより繊維が空気中に飛散するためです。固形の製品については、アスベストが入っていても、そのままでは飛散する可能性はほとんどありません。

吹付け材は、鉄骨の建物の「耐火被覆」などに使われているものですが、アスベストそのものの吹き付けは、昭和50年に原則として禁止され、さらにアスベスト含有ロックウールについては、昭和55年に業界の自主規制が行われて使用が減っていきましたが、湿式工法によるものなど、平成元年頃まで使用されていた可能性があります。

なお、固形の製品についても、劣化しているものや、解体する場合には、繊維が飛散する可能性がありますので注意が必要です。

製品のメーカー名や商品名が分かる場合には、メーカーに直接お問い合わせください。メーカーが分からない場合、調査する民間調査会社はありますが、調査には費用がかかります。なお、県では調査をお受けしておりません。

なお、(一社)日本環境測定分析協会(電話 03-3456-0443)のホームページに調査に対応できる調査機関が掲載されています。https://www.jemca.or.jp/sys/member_list

増改築など工事を予定しているのであれば、アスベストが飛散しないよう作業基準が定められていますので、施工方法について、工事業者に相談してみてもいいかもしれません。